

1 景観計画について

景観計画の目的

泉佐野市には、日根荘遺跡^{ひねのしょう}や佐野町場、犬鳴山^{いぬなきさん}などの歴史文化遺産をはじめ、和泉山系の山並みや樫井川のうるおいある緑豊かな自然景観、さらには関西国際空港やりんくうタウンなど、様々な景観資源があります。本市では、こうした魅力ある景観資源を活かした都市景観の実現に資することを目的として平成9年に泉佐野市都市景観条例(以下、市景観条例)が制定され、都市景観形成重点地区(現在りんくうタウンが指定)と大規模建築物等(市域全域)が設定され景観形成が図られてきました。また市景観条例に基づき泉佐野市都市景観マスタープランが策定され、泉佐野市の景観特性をふまえた、ゾーン別、景観類型別の景観形成方針が示されています。景観法の施行後、大阪府により大阪府景観計画が策定されましたが、泉佐野市域は自主条例が適用される区域として府景観計画区域より除外され、市景観条例による景観行政を継続しています。

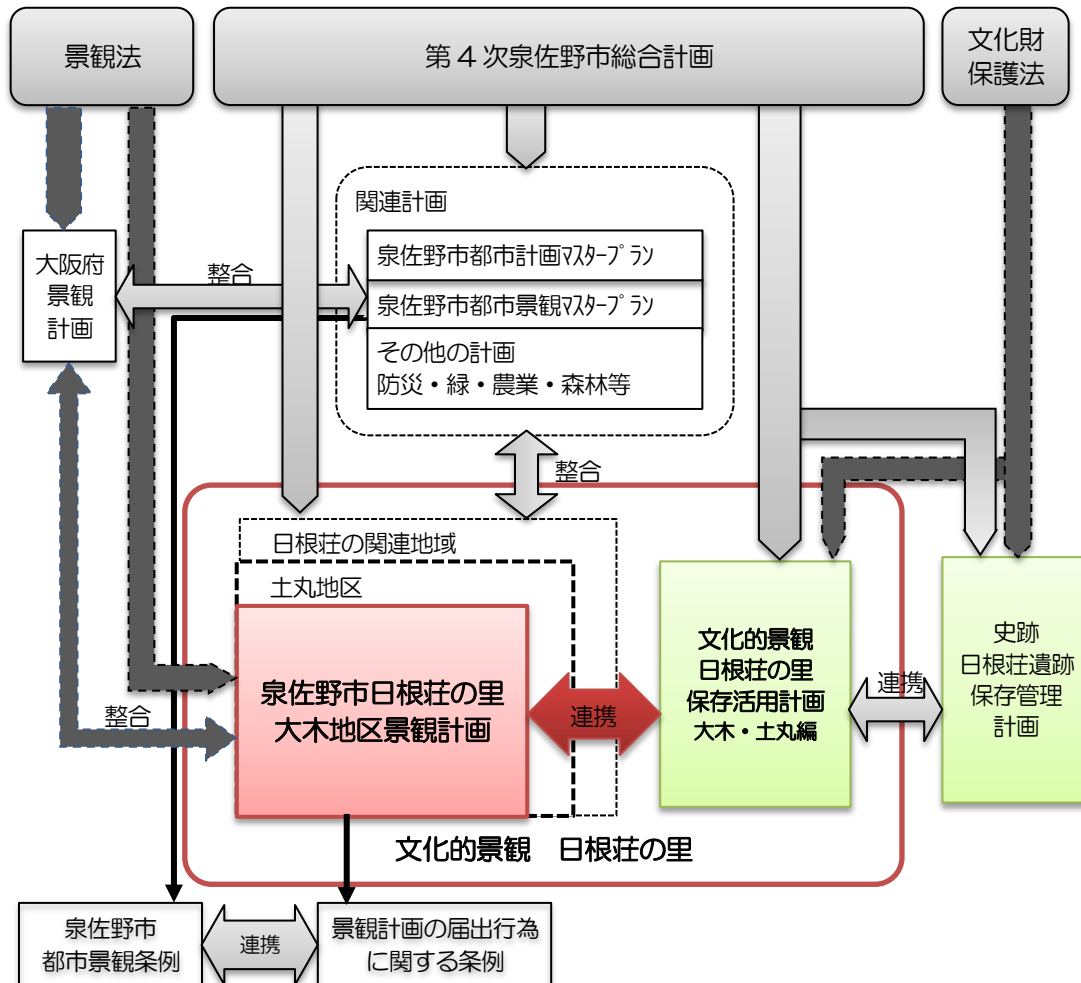
今回、日根荘ゆかりの場所である大木地区における、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定へ向けた取り組みを契機として、景観法に基づく景観行政団体へ移行し、選定申出に必要となる地域の景観計画を先行的に策定することとしました。市域のその他の地域については、将来的に拡大を視野に入れつつ、それまでは市景観条例による景観形成を引き続き行うこととします。

泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画について

泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画(以下、本計画)の対象である大木地区は、豊かな自然環境を有し、特に中世荘園日根荘の故地として、火走神社や長福寺跡等の国史跡日根荘遺跡の指定地の他、日根荘由来の土地利用の在り方を受け継ぎ、地域の個性的な近代化が重層することにより、和泉地域の山間農村として特徴ある文化的景観を創出しています。この日根荘由来の景観を、文化的景観(日根荘の里)として地域の大切な資産としてとらえ、活かしながら、次の世代へと継承するために、国重要文化的景観の選定にむけた取り組みを進めてきました。文化財保護法に位置付けられる重要文化的景観は景観法に基づく景観計画区域内の文化的景観であることとされているため、本計画により大木地区の良好な景観づくりの基本的な方向性を示し、文化的景観の一体的な保全に取り組むために策定するものです。

景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく景観計画として、上位計画である泉佐野市第4次総合計画のもと、特色ある景観形成を実現するために、泉佐野市都市景観マスタープランや泉佐野市都市計画マスタープランその他計画や大阪府景観計画との整合性を図りながら策定したもので、文化的景観保護のため文化財保護法による「文化的景観日根荘の里保存活用計画(大木・土丸編)」との一体性を重視しています。



計画の点検と修正

本計画は文化的景観の保全とともに長期間にわたる着実な取組みが必要とされるため、住民等のニーズや本地域を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年ごとをめぐりに必要に応じて計画の点検と見直し等をおこなうこととします。

2 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

本計画は、泉佐野市大字大木のうち、盆地の稜線内側（下記赤線内側）を大木地区（文化的景観地区）として対象範囲とします。



至 泉佐野市街

